

北朝鮮当局による拉致被害者等 に関する人権問題



一九七〇年代から一九八〇年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、日本の当局による捜査や亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。平成三年（一九九一年）以来、わが国は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきましたが、北朝鮮側は頑なに否定しつづけてきました。しかし、平成十四年（二〇〇二年）九月の日朝首脳会談においてようやく初めて拉致を認めるに至りました。

国際的にも関心が高まる中、国家間の協議は進められていますが、いまだ解決には至っておらず、わが国は北朝鮮に対し、すべての拉致被害者の安全確保とすみやかな帰国を要求しています。

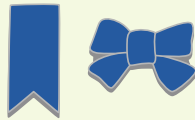
被害者の人生を、そして大切な家族を奪い去った北朝鮮当局による拉致は、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

北朝鮮当局による拉致問題は、いまだに解決していません。私たち一人ひとりが拉致問題に関心を持つことが問題解決のためにも大切な一歩になります。

「取り戻す」ためのシンボル 「ブルーリボン」運動

ブルーは「空と海」から由来しており、青色は被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」を、また被害者とご家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。「誰もが北朝鮮による拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示」として、青いリボンを身に付けようという運動です。

リボンの形や大きさ、着け方は問いません。小物などの青いものを身に着けることも含まれます。



拉致問題その他 北朝鮮当局による 人権侵害問題に対する 認識を深めよう

平成十八年（二〇〇六年）六月、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年十二月十日から同月十六日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

